

市政記者各位

固定資産税等の減額補正の適用誤りによる還付等について

固定資産税・都市計画税の土地評価において、都市計画道路の予定地（都市計画決定または事業認可された土地）については、建築規制等の制限を受けることから、課税対象となる土地に占める都市計画道路予定地の面積割合に応じて、土地評価額の減額補正を行うこととしていますが、以下のとおり当該補正の適用誤りが判明しました。

ご迷惑をおかけした皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止を図ってまいります。

1 経緯

平成 31 年 2 月に区役所課税課職員が土地評価業務を行っていた際、都市計画道路予定地における減額補正の適用誤りに気づいたことから、全ての区役所において同様の誤りがないか、対象となる都市計画道路 2 6 3 路線について調査を行ったところ、次のとおりの誤りが判明したものです。

2 調査結果等

(1) 減額補正を適用していなかった土地

①件数等

減額補正を適用していなかった土地が 2 8 0 筆（4 4 路線）判明しました。
納税義務者は延べ人数で 3 0 0 人（法人含む）です。

②金額等

本来より過大となっていた税額は、平成 11 年度から平成 30 年度の固定資産税・都市計画税の合計で 8,651 万円 です。

当該税額につきましては、納税義務者の方に還付するとともに、併せて加算金等 3,523 万円（平成 31 年 4 月末時点で試算）をお支払いします。

(2) 減額補正を誤って適用していた土地

①件数等

減額補正を誤って適用していた土地が 9 1 筆（2 2 路線）判明しました。
納税義務者は平成 30 年度で 1 2 2 人（法人含む）です。

②金額等

本来より過少となっていた固定資産税・都市計画税は通算で 1,795 万円 となります。

地方税法の規定に基づき、平成 33 年度（2021 年度）から評価額の修正を行います。

3 適用誤りの原因

都市計画決定時や土地の異動（分筆，合筆，地目変更など）があった際の確認体制の不備と担当者の認識不足などにより，減額補正の対象となる土地の確認が不十分であったためです。

4 現在の対応状況及び今後の対応

減額補正の誤りがあった納税義務者の方について，自宅を訪問するなどして，お詫びと還付手続き等の説明を行っており，当該手続きが完了した方から順次，還付等の手続きを進めていきます。

5 再発防止策

現在整備中の，より精度の高い土地評価用の地図の活用や，異動処理を行うべき土地の一覧を作成するなど対象となる土地の確認を確実に行うとともに，チェック体制を強化するなど，再発防止を図ります。

【参考】都市計画道路予定地に係る減額補正

	道路予定地の面積/土地の面積	計画決定時	事業認可時
減額補正の率	30%未満	0.95	0.90
	30%以上～60%未満	0.90	0.80
	60%以上	0.85	0.70

※都市計画道路の計画決定（都市計画法第53条）

2階以下の木造，鉄骨造等で，移転が容易な建築物は建築可能

※都市計画道路の事業認可（都市計画法第65条）

盛土をしてかさ上げするなどの土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の設置等は原則禁止

【問い合わせ先】

財政局税務部課税企画課長 堤
(電話) 092-711-4209 内線 1620